

**※特に、ご注意頂きたい事項（詳細は、各項目を参照ください。）**

- ①大阪府の「大阪府雇用促進支援金」（以下、府支援金）の要件を満たした上で、堺市の要件を満たす必要があります。  
大阪府の要件・手続きについては、大阪府のホームページ等をご確認ください。  
（参考）  
大阪府 HP : <http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoushienkin/index.html>  
大阪府雇用促進支援金事務局 TEL : 06-4794-7050
- ②堺市の申請には、堺市内に住所を有する求職者を令和 3 年 5 月 28 日から令和 3 年 11 月 30 日までに雇い入れる必要があります。（※注：府支援金と対象期間が異なります。）
- ③市への申請の前に、府支援金の支給決定を受ける（府支援金が支払われている）必要があります。府支援金の申請時期等にご注意ください。
- ④大阪府の申請前に、堺市の添付書類用に、府支援金の申請書様式 1 及び 2 のコピーを取っておいてください。堺市の申請に必要となります。
- ⑤大阪府緊急雇用対策特設ホームページ「にであう」の求人特集に求人を掲載する際の掲載料等は自己負担となります。尚、企業間で発生したトラブル等につきましては、堺市として何ら責任を負いません。万が一、トラブルが発生した場合には、双方で解決いただきますようお願いいたします。
- ⑥審査があります。審査には、一定期間（1 か月程度）必要となります。また、審査が終了しないと、最終的な交付決定の可否、交付決定額等のお答えはできません。

**（事業の目的）**

1. 目的・概要は何ですか。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢を踏まえ、市内求職者の早期の就業を支援するとともに、市内事業者の人材確保を支援することを目的に、大阪府の「大阪府雇用促進支援金」と連動し、新型コロナウイルス感染症の影響等により失業状態にある市内求職者を雇い入れ、一定期間雇用した市内事業主に対して、「堺市緊急雇用促進支援金」を交付します。

**(申請事業者の要件) ※申請は、法人単位での申請となります。**

1. 申請事業者の要件は何ですか。

・府支援金の事業主の要件を満たした上で、以下(1)～(4)の全てを満たす事業主。

- (1) 市内に本社、本店又は主たる事業所を有する事業主であって、令和3年5月28日以降（令和3年11月30日まで。）に対象者を雇い入れ、府支援金の支給決定を受けたものであること（※雇い入れ後、3カ月継続雇用が必要になります。府支援金と対象期間が異なりますので、ご注意ください。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する営業を行う事業主でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者と関係を有する事業主でないこと。
- (4) 労働基準法その他関係法令に違反したことにより、支援金の交付を行うことが適当でないと市長が認めるものでないこと。

※府支援金の要件も合わせてご確認ください。

1-2. 「市内に本社、本店又は主たる事業所を有する事業主」とは何ですか。

- ・法人である場合、履歴事項全部証明書の本店欄に記載された事業所が堺市内であることをいいます。
- ・個人である場合は、開業・廃業等届出書に記載の住所又は直近の所得税の確定申告書B第一票に記載された住所が、堺市内である事業者になります。

1-3. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する営業を行う事業主」とは何ですか。

・以下をご参照ください。

(参考) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項（抜粋）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊

## 技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

1－4. 法人の規模（資本金や従業員数）の要件はありますか。

・法人の規模の要件はありません。

2. 個人事業主ですが、申請できますか。

・個人事業主も申請事業者の要件を満たせば、申請できます。

3. 本社は堺市外ですが、堺市内に事業所があります。申請できますか。

・対象となりません。堺市内に本社がある必要があります。

3－2. 本社は堺市内ですが、市外の事業所の求人は対象になりますか。

・対象となります。勤務地が堺市内であることは問いません。

4. 一般社団法人や社会福祉法人は、申請できますか。

・対象となります。上記1の要件を満たせば対象となります。

5. 既に交付決定を受けていますが、別の被雇用者の分で申請できますか。

・申請できます。

・ただし、同一の事業主が同一人物を複数回雇用しても支給対象となるのは1度のみです。

## （対象者（被雇用者）の要件）

1. 対象者（被雇用者）の要件は何ですか。

・府支援金の被雇用者の要件を満たした上で、

・府規則（大阪府新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための雇用促進支援金の支給に関する規則）第3条第1項に定める労働者の募集に応募した日（事業主が当該被雇用者を対象として労働者の募集を行った場合は、当該労働者の募集を行った日）において、市内に住所を有する者であること。

※大阪府緊急雇用対策特設ホームページ「にであう」の求人特集に掲載した当該求人に応募した日において、堺市内に住所を有する求職者。

（府支援金の申請書の様式2（被雇用者の情報）の住所が、堺市内であること。）

※府支援金の要件も合わせてご確認ください。

2. 外国人の雇い入れは対象になりますか。

- ・府支援金の要件を満たした上で、堺市内に住所を有する求職者であれば対象になります。  
ただし、就労可能な在留資格である必要があります。

### (支給額)

1. 支給額の内容を教えてください。

- ・府支援金の要件を満たした上で、市の要件を満たした場合、被雇用者1人あたり、「大阪府雇用促進支援金」の金額に、下記のとおり、市独自の上乗せ助成を行います。  
※1社あたりの雇用人数の上限はありません。

### 「大阪府雇用促進支援金」

	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
支給額	25万円	12.5万円



### 「堺市緊急雇用促進支援金」

	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
支給額（基本額）	20万円	8万円
支給額（加算額） （女性求職者雇用）	10万円	4万円

1-2. 正規雇用労働者とは何ですか。非正規雇用労働者とは何ですか。

- ・正規雇用労働者とは、労働契約の期間の定めがない労働者をいいます。
- ・非正規雇用労働者とは、労働契約の期間の定めがある労働者をいいます。

2. 加算額（女性求職者雇用）の要件は何ですか。

- ・加算の要件は、対象者（被雇用者）が女性であって、かつ、雇用される市内事業所の女性労働者（当該対象者を除く）の割合が4割未満である場合です。

2-2. 雇用される市内事業所の女性労働者（当該対象者を除く）の割合が4割未満とは何ですか。

- ・対象者を雇い入れた時点で、市内事業所（雇用保険適用事業所における所在地が市内である事業所をいいます。）における雇用保険の被保険者になっている労働者の女性割合が4

割未満であることをいいます。(申請日時点ではありません。)

※申請にかかる対象者(被雇用者)(男性・女性両方)を除きます。

- ・様式2「対象者名簿」中の「加算要件確認表」が4割未満となっている必要があります。
- ・市内に複数の雇用保険適用事業所がある場合は、全てが対象です。
- ・加算に該当する場合は、[後述](#)の(申請)8の項目の「事業所別被保険者台帳の写し等」を添付してください。

2-3. 対象者を雇い入れた時点の労働者の人数と「事業所別被保険者台帳の写し」に記載された労働者の人数が異なる場合はどうすればよいですか。

- ・雇い入れた時点の労働者の人数を確認できる資料を事業所別被保険者台帳の写しとあわせて添付してください。

(※労働者が減った場合は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)等。

労働者が増えた場合は、事業所別被保険者台帳にて確認できるため、添付不要。)

- ・様式第2号「対象者名簿」中の「加算要件確認表」には、申請にかかる対象者(被雇用者)(男性・女性両方)を除いた、「対象者を雇い入れた時点の人数」を記載してください。

3. 国や他制度の併用はできますか。

- ・本支援金については、併用可能ですが、他の制度において、支給の制限等がある場合もありますので、各実施機関にご確認ください。

### (申請)

1. 申請書等の書き方が分かりません。

- ・堺市HPに申請様式及び記載例を提示していますので、ご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kigyo/koyousokusinsienkin.html>

2. 原則、郵送のみとなっている理由は何ですか。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、郵送としております。ご理解の程、お願いいたします。尚、内容確認のため、持参された場合においても、その場で、書類を確認することはできませんので、ご了承ください。

3. 様式第1号「交付申請書」の添付書類(2)「対象者の雇い入れに係る大阪府雇用促進支援金の申請書様式1及び様式2の写し」とは何ですか。

- ・今回、市に申請する対象者の雇い入れに係る府支援金の申請書様式1及び様式2の写しを提出してください。
- ・様式2については、府支援金の支給金額等と確認を行うため、**市外の在住者の分も合わせて提出してください。**

**※大阪府への申請前に、堺市の添付書類用に、申請書様式1及び2のコピーを取ってお**

**いてください。堺市の申請に必要となります。**

4. 様式第1号「交付申請書」の添付書類(3)「大阪府雇用促進支援金の支給決定を受けたことの確認ができる書類の写し」とは何ですか。

- ・今回、市に申請する対象者の雇い入れに係る府支援金の支払(振込)が確認できる通帳等の写しを提出してください。その口座名義が分かるページ(1ページめの見開き等)の写しも合わせて提出してください。

5. 様式第1号「交付申請書」の添付書類(4)「対象者に係る労働契約の期間の確認ができる書類の写し」とは何ですか。

- ・市に申請する対象者(被雇用者)に係る労働契約の期間の確認ができる
  - 労働条件通知書 ○雇入れ通知書
  - 労働契約書 ○その他労働契約期間確認ができる書類等の写しを提出してください。(府支援金の申請時の添付書類と同様です。)

6. 様式第1号の申請書の添付書類(5)「発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の**写し**(個人事業者は、個人事業の開業・廃業届出書、又は税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B第一表の写し。)」の履歴事項全部証明書とは何ですか。

- ・履歴事項全部証明書とは、法務局に登録されている会社の登記情報を証明する書類です。記載されている主な内容としては、以下のとおりです。
  - 会社名(商号) ○本店所在地 ○設立年月日 ○目的 ○資本金 ○役員情報 など

6-2. 履歴事項全部証明書はどこで発行してもらえますか。

- ・お近くの法務局で発行してもらえます。尚、堺市内では、市役所の隣の堺地方合同庁舎内に「大阪法務局 堺支局」があります。

【大阪法務局堺支局】〒590-8560 堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎(4・5階)

電話：072 - 221 - 2756

- ・発行された証明書の**写し**(コピー)をご提出ください。原本を提出された場合は、返却いたしません。

(参考)

履歴事項全部証明書はオンラインでの取得が可能です。詳細は下記をご覧ください。

◎履歴事項全部証明書 オンライン申請のご案内(法務局)

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category\\_00003.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html)

7. 様式第1号「交付申請書」の添付書類(6)「その他市長が必要と認める書類」とは何ですか。

- ・申請内容を審査する上で、確認する必要がある場合など、必要な場合のみ提出してください。

8. 様式第1号「交付申請書」の添付書類(7)「雇用される市内事業所の女性労働者(当該対象者を除く)の割合が4割未満であることの確認ができる書類の写し」とは何ですか。

- ・様式第2号「対象者名簿」に記載する加算要件に該当する場合のみ、様式中の「加算要件確認表」に記入された労働者の数を確認できる、市内の雇用保険適用事業所にかかる発行日が「対象者を雇い入れた日以降の事業所別被保険者台帳の写し」等を提出してください。  
※加算要件に該当しない場合は、添付不要です。

8-2. 「事業所別被保険者台帳」とは何ですか。

- ・雇用保険の適正な手続きに資するため、雇用保険の手続きを行った被保険者の、被保険者番号、氏名、生年月日、資格取得日、等が記載されたものです。
- ・事業所の所在地を管轄するハローワークで発行してもらえます。
- ・尚、堺市内では、市役所の隣の堺地方合同庁舎内に「ハローワーク堺」があります。

【ハローワーク堺】〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3階

TEL 072-238-8301 (代表番号) 部門コード21#

[https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list/sakai/madoguchi\\_goannai.html](https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list/sakai/madoguchi_goannai.html)

※窓口受付時間 8:30~16:00

### (受付)

1. 受付は先着順ですか。

- ・郵便で書類が到着した先着順で申請を受け付けます。要件を満たした申請案件を順に審査していき、予算が上限に達した時点で受付を打ち切ります。このため、郵便で送付された案件を全て審査できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

2. 申請は、まだ間に合いますか。

- ・要件を満たした申請案件を順に審査していき、予算が上限に達した時点で受付を打ち切ります。このため、現時点では、予算額に達していない場合でも、郵便で送付された案件を全て交付決定できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

### (支払)

1. 支払いの流れ・手続きを教えてください。

- ・申請書類の審査を行い、堺市雇用推進課から対象事業主に対して「堺市緊急雇用促進支援金交付決定通知書」を送付いたします。
- ・その後、交付申請書(様式第1号)に記載の振込先に支払います。

以上